

○佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱

令和元年7月1日告示第96号

改正

令和2年3月25日告示第70号

令和3年5月11日告示第64号

令和4年5月23日告示第89号

令和5年3月22日告示第63号

令和5年5月18日告示第97号

令和6年2月14日告示第17号

佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに移住の促進を図るため、東京圏、愛知県及び大阪府から移住した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (2) 移住支援金 U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（平成31年3月29日付け30労雇第315号、30産経創第188号長野県産業労働部長通知）及びこの要綱に基づき本市が交付する補助金をいう。
- (3) 企業等 支援金の対象として長野県が選定した法人等であつて、長野県が開設する求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載したもののほか、移住支援金の要件を満たすものをいう。
- (4) 創業支援金 地方創生起業支援事業に基づき、長野県が補助する事業者に交付する補助金をいう。
- (5) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号に掲げる要件を満たす移住をした者のうち、第2号に掲げる要件を満たす就業をし、又は第3号の要件を満たす創業等をした者とする。ただし、この事業と趣旨を同じくする国、県又は市が行う事業による補助金等の支給の対象となる場合は、移住支援金を支給しない。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住前に関する要件 移住直前の10年間のうち、通算して5年以上東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労していたこと（被用者にあつては、雇用保険の被保険者として雇用されていた者に限る。）。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労をしていた場合に限る。この場合において、当該就労の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。

イ アの期間（ただし書後段の期間を除く。）については、東京圏、愛知県又は大阪府内に在住し、かつ、東京圏、愛知県又は大阪府内の大学等へ通学し、かつ東京圏、愛知県又は大阪府内の企業等へ就職した者については、当該通学に係る期間を通算することができる。

できる。

ウ 移住先に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 令和4年4月1日以降に移住したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請が、移住後1年以内の期間に行われたものであること。

(ウ) 移住支援金の交付申請日から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。

エ その他の要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有している者であること。

(ウ) 税金の滞納がないこと。

(エ) その他市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる(A)から(D)までのいずれかに該当すること。

(A) 一般の場合 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。

イ 就業先として、マッチングサイトに掲載している求人に応募し、採用されたものであること。

ウ 就業者が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている企業等でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業していること。

オ イの企業等への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該企業等に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(B) 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して長野県内で就業した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(C) テレワーカーの場合 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））
又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等からの資金提供を受けていないこと。

(D) 関係人口の場合 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 市長が次のいずれかに該当する者であると認めるもの

- (ア) 佐久市に通学、通勤又は居住をしたことがある者
- (イ) 佐久市にふるさと納税をしたことがある者
- (ウ) 佐久市で二地域居住又は週末暮らしをしたことがある者
- (エ) 佐久市で地域活動に参画したことがある者
- (オ) 長野県又は佐久市の移住施策に参画したことがある者

イ 次のいずれかに該当する企業に就業している者

(ア) 次に掲げる要件のいずれにも該当する企業等

- a 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- b 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。
- c みなし大企業（次のいずれかに該当する法人をいう。）ではないこと。ただし、bの括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。
 - (a) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - (b) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - (c) 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- d 本店、支店又は事業所の所在地が長野県内にある法人等であること。
- e 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- f 雇用保険の適用事業主であること。
- g 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
- h 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- i 長野県税の未納がないこと。

(イ) 長野県が認証した、職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業

ウ 次のいずれにも該当する労働条件等で就業している者

- (ア) 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。
- (イ) 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務める企業等でないこと。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 創業等に関する要件 創業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住支援金の交付申請が当該交付決定の日から1年以内に行われたものであること。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第5条 移住支援金の交付の条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 移住支援金の交付申請日から5年以内に本市での居住が困難となった場合又は移住支援金の交付申請日から5年以内に就業した企業等に在職することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (2) 移住支援金に関する調査、報告等について県及び市から求められた場合は、これに必ずること。

(交付申請及び実績報告)

第6条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 第3条第2号（A）又は（B）に該当する場合は、移住支援金に係る就業証明書（様式第3号）
- (3) 第3条第2号（C）に該当する場合は、移住支援金に係る就業証明書（様式第4号）
- (4) 第3条第2号（D）に該当する場合は、就業先が交付した要件証明書（様式第5号）
- (5) 創業の場合は、長野県が発行した創業支援金交付決定通知書
- (6) 第3条第1号アに定める在住期間及び就労期間を証明できるもの
- (7) 税金の滞納がないことを証明できるもの（納税証明書等）
- (8) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、長野県に対し、UIJターン就業・創業移住支援事業補助金の交付申請を行うものとする。

2 市長は、長野県から移住支援金の交付決定を受けた場合において、移住支援金交付決定兼確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、移住支援金交付不決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求)

第8条 前条第1項の規定による交付決定及び額の確定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が移住支援金の交付を請求するときは、移住支援金請求書（様式第8号）により、市長に請求しなければならない。

（移住支援金の返還）

第9条 市長は、次の表に規定する返還の要件のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助対象者に対し、返還の区分に応じた額の移住支援金の返還を求めることができる。

返還の要件	返還の区分
(1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合又は居住の実態がない、就業の実態がない、暴力団等との関係等の不正事実が明らかとなった場合	移住支援金の全額に相当する額
(2) 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合	
(3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合	
(4) 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内の期間である場合	移住支援金の半額に相当する額
(5) 2人以上の世帯の場合において、移住支援金の交付申請日から5年以内に移住支援金の交付を受けた者以外の世帯員が市外に転出し、単身となった場合	

2 市長は、補助対象者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、移住支援金の返還を求めないことができる。

- (1) 就業先の企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認めた場合
- (2) 市外に転居し、引き続き県内に住所を有する場合 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- ア 移住支援金の交付を受ける要件となった企業等の所在地又は勤務地が市内にある場合であって、当該企業等に引き続き就業している場合
- イ 移住支援金の交付申請日から1年以上5年以内の期間に移住支援金の要件を満たす職を辞し、当該職を辞してから3か月以内に移住支援金の要件を満たし、かつ、企業等の所在地又は勤務地が市内にある別の職に就いた場合
- (3) 引き続き市内に住所を有し、移住支援金の交付申請日から1年以上5年以内の期間に移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を辞してから3か月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いた場合
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
(この要綱の失効に伴う経過措置)
- 3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月25日告示第70号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月11日告示第64号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 新要綱第3条及び別表備考3の規定は、令和3年4月1日以後に本市に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年5月23日告示第89号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 新要綱第3条及び別表備考3の規定は、令和4年4月1日以後に本市に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月22日告示第63号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 別表の規定は、令和5年4月1日以後に本市に移住した者について適用し、同日前に移住

した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年5月18日告示第97号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住支援金の交付に係る申請をした者について適用し、同日前に移住支援金の交付に係る申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月14日告示第17号）

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	移住支援金の額
単身の世帯	60万円
2人以上の世帯	100万円 18歳未満の世帯員を帯同するときは、当該世帯員一人につき100万円を加算する。

（備考）2人以上の世帯に関する要件は、次のとおりとする。

- 1 申請者を含む世帯員が、前住所地において同一世帯に属し、かつ、本市への転入の日から起算して過去1年以内に佐久広域連合を組織する市町村の住民基本台帳に記録されたことがないこと。
- 2 申請者を含む世帯員が、交付申請時において同一世帯に属していること。
- 3 申請者を含む世帯員のいずれもが、令和5年4月1日以降に移住したこと。
- 4 申請者を含む世帯員のいずれもが、交付申請時において移住後1年以内であること。
- 5 申請者を含む世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 6 申請者を含む世帯員が、5年以上継続して居住する意思があること。

（申請先）佐久市長

移住支援金交付申請書兼実績報告書

佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の交付対象者として登録を申請します。

- 1 申請者欄 ※日本人又は外国人のうち、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している者であること。

フリガナ				生年月日
氏名				年 月 日
住所	〒			
電話番号		携帯番号		
メールアドレス				

2 移住要件確認事項

- ・就業者及び創業者共通

住民票異動日	年 月 日
--------	-------

- ・就業者（該当する欄に○をつけてください）

申請の区分	マッチング サイト経由	専門人材	テレワーク	関係人口
就業年月日	年 月 日			
就業先事業者名				
就業先事業者 所在地	〒			

- ・創業者

創業支援金交付決定日	年 月 日
------------	-------

3 移住支援金対象内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数 (1の申請者は含まない。)	人	左記世帯員のうち18歳未満の世帯員の人数	人

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。※）

移住支援金の交付申請日から5年以上継続して、長野県佐久市に居住し、かつ、就業・創業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 佐久市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※各種確認事項の「B.」に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

（2枚目につづく）

5 移住元の住所(「住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上」及び「住民票を移す直前の連続して1年以上」の在住履歴を記載)

期間	住所
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

6 移住元での就労履歴(「住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上」及び「住民票を移す直前の連続して1年以上※」の就労履歴を記載)

期間	就労先	就労地
年 月 日 ～ 年 月 日		〒
年 月 日 ～ 年 月 日		〒
年 月 日 ～ 年 月 日		〒

※連続して1年以上の就労：就労していない期間が3か月以内であれば、連続して就労していたものとみなします。

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署			
住 所	〒		
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 ()		
通勤手当の有無	支給あり	支給なし	

※テレワークの様態は様々であるため、本様式記載事項以外に個別の状況をお伺いすることがあります。

※勤務先へ行く頻度が週の半分以上であったり、勤務先から通勤手当の支給があったりする場合、テレワークと認められず、移住支援金の支給対象とならない場合があります。

8 (関係人口の場合のみ記載) 関係人口の要件 (該当する欄に○を付けてください)

佐久市に通学、通勤又は居住をしたことがある	佐久市にふるさと納税をしたことがある
佐久市で二地域居住又は週末暮らしをしたことがある	佐久市で地域活動に参画したことがある
長野県又は佐久市の移住施策に参画したことがある	

9 交付申請額 金 円

(3枚目につづく)

10 申請者の口座情報（必ず申請者本人名義の口座であること）

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合 支店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号 (フリガナ)	
口座名義人	

11 添付書類

- (1) 移住支援金に関する個人情報の取扱い（別紙）
- (2) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第2号）
- (3) 移住後の就業または創業の状況を確認できる書類
 - ア 就業（マッチングサイト経由・専門人材）の場合：就業先が交付した就業証明書（様式第3号）
 - イ 就業（テレワーク）の場合：就業先が交付した就業証明書（様式第4号）
 - ウ 就業（関係人口）の場合：就業先が交付した要件証明書（様式第5号）
 - エ 創業の場合：創業支援金交付決定通知書
- (4) 移住元での通算5年以上及び移住直前連続1年間の在住の証明書類
 - ア 全員共通：戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し等
- (5) 2人以上の世帯で移住したことの証明書類（「单身」の区分で申請する場合は不要）
 - ア 「世帯」の区分で申請する場合：世帯員について移住元及び移住先において同一世帯であった(る)こと及び世帯員の転入日が確認できる書類
 - イ 「世帯」の区分で申請し、かつ、申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同する場合：18歳未満の帯同者の人数及び年齢（生年月日）が確認できる書類
- (6) 移住元での通算5年以上及び移住直前連続1年間の就労の証明書類
 - ア 雇用保険の被保険者として雇用されていた場合：
 - (ア) 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
 - (イ) 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）
 - イ 法人経営者又は個人事業主であった場合：
 - (ア) 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
 - (イ) 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類
 - ウ 通算5年の就労期間に通学期間を通算する場合：
 卒業証明書その他在学期間や卒業校の所在地を確認できる書類
- (7) 「関係人口」の区分で申請する場合
 - ア 「関係人口」に該当することが客観的に確認できる書類

管理コード（長野県及び市使用欄）	
------------------	--

(別紙)

移住支援金に関する個人情報の取扱同意書

市が、移住支援金に係る私の個人情報について住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること及び就業先に雇用状況等について聞き取りその他の方法により確認すること等、本事業の実施のために必要な調査を行うことに同意します。

また、長野県その他の都道府県において実施する移住支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、私の個人情報を国、他の都道府県若しくは他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

(同意先) 佐久市長

住所

氏名

様式第2号（第6条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- 1 移住支援金の交付申請者及び世帯員は、交付申請日から5年以内に佐久市外に転出しません。
- 2 移住支援金の交付申請者及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係有する者でなく、今後有することはありません。
- 3 移住支援金の交付申請日から5年以内に移住支援金の交付申請者及び世帯員が佐久市での居住が困難となった場合又は移住支援金の交付申請日から5年以内に就業した企業等に在職することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けます。
- 4 移住支援事業に関する定期的な報告及び調査等について、長野県又は佐久市から求められた場合には、誠意をもってこれに応じます。
- 5 佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を直ちに返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合又は居住の実態がない、就業の実態がない、暴力団等との関係がある等の不正事実が明らかとなった場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年に満たない場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年以上5年以内である場合 交付を受けた移住支援金の半額に相当する額
 - (5) 2人以上の世帯の場合において、移住支援金の交付申請日から5年以内に移住支援金の交付を受けた者以外の世帯員が市外に転出し、単身となった場合 交付を受けた移住支援金の半額に相当する額

年 月 日

(誓約先) 佐久市長

住所
氏名

様式第3号（第6条関係：マッチングサイト経由または専門人材の場合）

就業証明書（移住支援金の申請、継続就業の確認用）

年 月 日

（提出先）佐久市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	() -
就業開始年月日	年 月 日
	<small>転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用</small>
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト求人管理番号	
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

移住支援金に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長野県及び市町村の求めに応じて、これらの機関に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

様式第4号（第6条関係：テレワーカーの場合）

就業証明書（移住支援金の申請、継続就業の確認用）

年 月 日

（提出先）佐久市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	〒
勤務者住所 （移住後）	〒
勤務先部署の 所在地	〒
勤務先電話番号	（ ） ー
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む） ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない
雇用保険の適用状況	雇用保険の被保険者である（資格取得日 年 月 日）

移住支援金に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長野県及び市町村の求めに応じて、これらの機関に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

様式第5号（第6条関係：関係人口の場合）

要件証明書（移住支援金の申請、継続就業の確認用）

年 月 日

（提出先）佐久市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	() -
就業開始年月日	年 月 日
	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイトの対象企業等の登録要件を満たす企業	<input type="checkbox"/> 次に掲げる要件のいずれにも該当する。 ア 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 イ 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。 ウ みなし大企業（次のいずれかに該当する法人をいう。）ではないこと。ただし、イの括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。 (7) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人 (8) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人 (9) 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人 エ 本店、支店又は事業所の所在地が長野県内にある法人等であること。 オ 本店所在地が東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限り。）を採用する法人を除く。）ではないこと。 カ 雇用保険の適用事業主であること。 キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業業者でないこと。 ク 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。 ケ 県税の未納がないこと。
職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業	<input type="checkbox"/> 該当する。

移住支援金に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長野県及び市町村の求めに応じて、これらの機関に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

移住支援金交付決定兼確定通知書

様

佐久市長 印

佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり支援金の交付を決定し、確定しましたので通知します。

移住支援金 決定額及び確定額 _____ 円

(備考)

- 1 佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額の返還を請求します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合又は居住の実態がない、就業の実態がない、暴力団等との関係がある等の不正事実が明らかとなった場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年に満たない場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年以上5年以内である場合 交付を受けた移住支援金の半額に相当する額
 - (5) 2人以上の世帯の場合において、移住支援金の交付申請日から5年以内に移住支援金の交付を受けた者以外の世帯員が市外に転出し、単身となった場合 交付を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 2 佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、定期的に必要な事項の報告を求め、また、関係する場所に訪問又は聞き取り等により調査を行います。報告及び調査、情報収集等に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

(裏面に続く。)

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- (1) この通知書は、【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、これを紛失した場合は、金利引下げの適用を受けられないことがあります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内の取扱金融機関への申込みが必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、これを紛失した場合は、特別利率の適用を受けられないことがあります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられないことがあります。

様式第7号（第7条関係）

第 年 月 号
年 月 日

移住支援金交付不決定通知書

様

佐久市長 印

年 月 日付けで申請のありました移住支援金の交付につきましては、下記の理由により不決定としたので通知します。

記

不決定の理由

移住支援金請求書

年 月 日

（請求先）佐久市長

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定兼確定通知のあった移住支援金を下記
のとおり請求します。

記

1 確定額 _____ 円

2 請求額 _____ 円

3 移住支援金の振込先

金融機関名及び 支店名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店 支所・出張所
口座種別	普通 ・ 当 座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義人は、申請人と同一人としてください。